

# ドイツ民主共和国(DDR)における 農業の高度化と農産物価格政策

— 70年代前半 —

谷江幸雄

## はじめに

1960年4月DDR人民議会在農業集団化の完了、農業における社会主義的生産関係の勝利を確認して以来、DDR農業政策の重点は、社会主義的農業生産協同組合=LPGを強化・発展させ、それを軸に社会主義農業の高度化をはかることにおかれることになった。すなわち、国民に十分な食糧を保障し、社会主義工業に十分な農産原料を供給するために、農業に「工業的生産方法」(industriemäßige Produktionsmethoden)をとりいれ、農業生産の飛躍的な増大を達成することが、最大の課題になった。そのカナメになったのが、農業への「新経済制度」の適用——とりわけLPGへの経済計算制の適用と農産物の統一価格制への移行——と経営間協業の促進であった。

本稿では、60年代におけるLPGへの経済計算制の導入と統一価格制への移行<sup>(1)</sup>についての認識を所与のものとしたうえで、後者の経営間協業を中心とした70年代前半の農業高度化政策と農産物価格上の諸措置について考察したい。<sup>(2)</sup>

(1) 60年代の農業政策については、青木國彦「東ドイツ農業の計画化・管理制度」平田重明編『東欧の農業生産協同組合(下)』(アジア経済研究所、1974年)、石田精一「ドイツ民主共和国にみる社会主義農業の発展」『経済』(1971年10月)を参照のこと。

(2) DDRの経営間協業の実態分析として、青木氏のつぎの一連の労作がある。①「DDR農業・食品業における経営間協業(1)~(4)」『経済論叢』(第112巻第1, 2, 3・4, 6号, 1973年)、②「協同組合的所有発展の一方策——DDRの協業組織体新模範定款

によせて」東北大研究年報『経済学』（第37巻第4号，1976年），③「農業協同組合の社会主義的高度化の一方策——東ドイツの場合」経済理論学会編『現代資本主義と恐慌』（1976年）所収。

## I 経営間協業の発展と協業価格

前述のように，60年代後半以降の社会主義農業の高度化をめざす一連の諸政策の中で，経済計算制の全面的実施とならんで重視されてきたものに，経営間協業と農工複合にもとづく生産の集積と専門化の促進がある。そして，そのさい，協業参加経営間の経済的諸関係の決定的な基礎として，生産物ないし品質別および作業種類別の「協業価格」<sup>(1)</sup>が重要な役割をはたしている。かかる新しい価格制度に立入るまえに，経営間協業の今日的発展段階についてみておこ

う。

経営間の協業的協力については，50年代末から農業施設の共同建設や共同土地改良，MTS（農業機械・トラクターステーション）廃止にともなう機械・技術の共同利用などのかたちで実施されてきた。しかし，当時の協業はまだ農業生産活動の補助的・部分的な領域でおこなわれたにすぎず，農業の高度化＝集積・専門化をはかる基本方式として位置づけられたものではなかった。むしろ<sup>(2)</sup>当時は，低次タイプの第Ⅰ・Ⅱ型 LPG の高次タイプの第Ⅲ型 LPG への移行と第Ⅲ型の経営基盤の強化を通じて生産の集積を促進するという課題が基本であった。すなわち，『DDR 統計年鑑』によれば，第Ⅰ・Ⅱ型の組合数は，60年の1万2976組合から年を追って減少し，69年には4186組合へと1/3にまで激減し，その農業利用面積も60年の202万3650 ha から69年には99万5330 ha へと半分以上（やく103万 ha）減少した。これに対して第Ⅲ型の農業利用面積は，60年の338万4414 ha から69年には441万5335 ha へとやく103万 ha 増大し（第Ⅰ・Ⅱ型の減少分に対応），LPG の農地全体の81.5%をしめるにいたった。第Ⅲ型自身の経営基盤の強化については，第7回ドイツ農民会議の時点（1962年）で

は、自力で拡大再生産しうる組合がやく 200 にすぎず、組合員に最低所得を保証すると自力では単純再生産になる組合がやく 3000、残りの 3000 組合は自力では単純再生産すらできず国家による短期信用供与が必要だったが、翌年 (63年) には先進経営は 400 組合に倍増し、64年には、農業への新経済制度の導入にもなって、それぞれ、やく 800、4800、700 になった。この時期以後の数字はみあたらないが、第Ⅲ型 LPG の優先的促進政策、すなわち第Ⅲ型への特別の供出義務量ひき下げ措置、南北間の差別プレミア (第Ⅲ型の多い北部地方に有利なプレミア)、第Ⅲ型所有の基本技術の新評価実施による技術の経済効率化の達成および第Ⅲ型に有利な信用・利子政策など、によって、また高い生産水準をもっていた第Ⅰ・Ⅱ型の第Ⅲ型への移行自体によって、68/69 年ごろにはほとんどの組合が拡大再生産ファンドの一定部分を自己蓄積資金でまかなえるようになったといわれる。そして、かかる課題が達成される中で、すなわち 60年代の後半の時点で、統合的協業が主要路線の一つとして打ち出されるにいたったのである。

こうして、1966年2月第9回全国農民会議でウルプリヒトが提起した以後10年間の農業発展の5原則<sup>(4)</sup>によって、協業路線の確立が告げられた。すなわち、LPG の経済効率を高めるために、社会主義的農業経営相互のあいだの協業諸関係を発展させ、相互の経済的利益にもとづいて多面的に結合し、統一的、民主的に管理される共同体をつくること (第3原則)、社会主義的農業経営と農産物加工経営ならびに農業に生産手段とサービスを供給する特定の機関とのあいだの経済的契約制度をつくり、最高の科学技術水準ともっとも合理的な組織化をめざすこと (第4原則) が、提起された。このウルプリヒト5原則が出されてから、さまざまな形態の経営間協業が発展することになるが、すぐ後でみるように、その本格的展開は70年代に入ってからであった。

経営間協業には、社会主義農業経営——LPG、VEG (人民所有農場)、GPG (園芸生産協同組合)——が水平的協業をおこなう協業共同体 (Kooperationsgemeinschaft) と、社会主義農業経営が、農産物加工をおこなう工業経営

や、農業に生産手段を供給する工業経営や運輸部門の経営および商業経営などと契約関係にもとづいて垂直的協業をおこなう協業連合体 (Kooperationsverband) とがある。そしてかかる協業関係が深化した時、協業する諸経営の共同出資によって結成されるのが、協業組織体 (Kooperative Einrichtung)<sup>(5)</sup> である。協業組織体には、経営間組織体 (ZBE) と協同組合間組織体 (ZGE) があるが、それが国有資産と協同組合的資産にもとづいて結成された場合が ZBE であり、協同組合的資産と協同組合による利用のために引渡された生産手段にもとづいて結成された場合が ZGE である。協業組織体はとくに、農作物生産、食肉・ミルク・卵・家禽という主要生産物および若齢家畜育成という場合の畜産——畜産協業組織体——、土地改良——土地改良組合——、農業施設の建設——協同組合間建設組織体 (ZBO)——、という分野で、ならびに農業化学センター (ACZ) として結成される。さらに、法人化していない経営間協業として協業的農作物生産部 (KAP) がある。経営間協業はさまざまな形態でおこなわれるが、いずれも参加経営の自由意志にもとづく協業であり、個々の経営は独立を保っている。

このように、DDR 政府は、60年代後半以降、農業生産の集積・専門化の主要路線として協業方式を採用したのであった。

とはいえ、合併方式にもとづく生産の集積という路線は放棄されたわけではない。社会主義農業経営 (LPG, VEG, GPG) 全体の1経営あたり平均農地は、287 ha (60年)、368 ha (65年)、593 ha (70年)、1133 ha (75年)、へと増大し、その中で主導的役割を果たしている第Ⅲ型 LPG の1経営あたり平均農地も、534 ha (60年)、605 ha (65年)、819 ha (70年)、1180 ha (75年)、へといちじるしく増大しており、ここに合併方式にもとづく農業生産の大規模化をみることができる。

それでは、かかる経営間協業がどのような発展をみせているかを数字でみてみよう。

まず、LPG, VEG および加工経営ないし商業機関のあいだの発展した協業

第1表 1967～75年における協業連合体の増加

生産物	協業連合体数					国家調達量にしめる割合 (1974年)
	1967年	1970年	1971年	1974年	1975年	
肉類	19	94	94	111	115	—%
うち 豚肉	—	74	74	86	88	54.1
牛肉	—	20	20	25	27	14.8
ミルク	4	83	83	90	91	51.8
穀物	—	41	41	37	37	43.4
砂糖/澱粉	2	30	30	33	33	50.5
卵/家禽	—	14	14	14	14	—
食用ジャガイモ	6	62	62	70	70	60.0
野菜/果物	5	34	34	35	35	{野菜 50.0 果物 30.0}
観賞植物	—	—	17	17	17	—
乾草	—	—	—	—	5	—
合計	36	358	375	390	416	—

出所: *Industriemäßige Produktionsmethoden in der sozialistischen Landwirtschaft der DDR*, Dietz Verlag, Berlin(o), 1976, S. 243; *Zur Agrar- und Bündnispolitik der SED bei der Gestaltung der entwickelten sozialistischen Gesellschaft*, Dietz Verlag, Berlin(o), 1977, S. 138.

形態である〈協業連合体〉の総数は、67年から75年のあいだに、第1表のように、36から416に急速に増大した(なかでも、豚肉、ミルク、ジャガイモという生産物ラインの協業連合体の発展が目を惹く)。70～75年にはその数は58増にとどまっているが、既存の連合体を強化する努力がなされた。そのさい、より小さな連合体は統合された。第1表によれば、1974年には農業の市場向け生産(国家調達)にしめる協業連合体の比重は、豚肉、ミルク、砂糖/澱粉、食用ジャガイモ、野菜で50%をこえるまでになっている。もちろん、それは、個々の生産物によって、また県によってもいちじるしく異なっている。各県におけるその比重は、74年には、甜菜の場合24～72%、穀物の場合23～64%、豚肉の場合11～77%、牛肉の場合5～32%、ミルクの場合18～72%<sup>(6)</sup>であった。1973年1月1日発効の新しい協業組織体模範定款のなかで、協業連合体についての

第2表 1965～76年における協業組織体（ZGE）の発展

	合 計		農業 ZGE		ZBO		土地改良組合	
	①	②	①	②	①	②	①	②
65……	733	17593	163	749	332	11241	213	5422
66……	867	21647	243	1305	372	13708	216	6308
67……	994	27267	299	2345	404	16550	218	7767
68……	1252	38141	444	8171	431	19568	206	9130
69……	1567	79893	622	39862	449	26442	200	11398
70……	1641	72789	608	28577	459	28952	195	12396
71……	1564	61852	488	15317	455	29983	195	12993
72……	1839	84205	700	34470	461	32455	191	13013
73……	2319	206184	1244	152155	400	36778	181	13210
74……	2308	256093	1445	199740	310	38836	179	13875
75……	2372	326269	1692	269013	272	40732	177	14256
76……	2101	343721	1670	287573	233	41358	168	14503

出所：“Statistisches Jahrbuch der DDR 1977”，S.182.

備考：(1) ①は協業組織体（ZGE）数，②は常時従業員数。

(2) 合計には，林業 ZGE も含まれている。

基本規定が与えられたが、このことによつて<sup>(7)</sup>協業連合体が今後ともいっそう促進されるものと思われる。

つきに〈協業組織体〉の発展をみると、第2表から明らかなように、65～68年の頃まではその常時従業員数からみても経営間建設組織体（ZBO）と土地改良組合が主であった。直接的農業生産分野での協業組織体、すなわち農業 ZGE は69年以降急速な発展をみせ、その後さきの新しい協業組織体模範定款の発効によつて、73年以後組織体数・常時従業員数ともに飛躍的な増加を示し、75年には協業組織体全体の常時従業員総数の8割強、全経営数の7割強をしめるにいたつた。その結果、73年には、畜産協業組織体によつて、DDRの牛全体の5

ドイツ民主共和国 (DDR) における農業の高度化と農産物価格政策 (谷江)

% (そのうち乳牛の3.2%), 豚の7.6%, にわとりの7.7%が飼養され, 国家調達にしめる比重は, 全屠畜6.8%, ミルク3.1%, 卵11.5%<sup>(8)</sup>に達した。今日, 農作物生産における協業諸関係の基軸的地位をしめている協業的農作物生産部 (KAP) は, 68/69年にはじめて形成され, 72年ごろには, DDR の農地全体のほぼ1/4を耕作し, 73年末には70%を耕作するまでになった。若干の諸県では, KAP のしめる農地が90%をこえた。そして75年には, 1210の KAP が DDR の農地全体の88%<sup>(9)</sup>を耕作するにいたった。このように, KAP の結成によって土地の集積度が飛躍的に高まるとともに, 他の生産手段と労働力の集積度が, したがって生産の集積度が直接高まった。KAP の平均農地は, 75年に4130 ha となり, 農業経営のなかでもっとも平均農地の大きい第Ⅲ型 LPG (同年に1227 ha) のやく3.4倍である。しかし, 個々の KAP 間では大きな差があり, 小さいものは1000 ha, 大きいものは1万 ha にたつするもの (そのさいは, たいてい2部門に分割されている) もある。大多数の KAP は, 3000~6000 ha<sup>(10)</sup>に属している。

なお, 75年には, 大規模な農作物生産専門 LPG (組合数47, 農地全体28万ha, 平均農地6013 ha), 農作物生産専門 VEG (経営数6, 農地全体3万1600 ha, 平均農地5267 ha) および畜産専門 VEG (経営数6, 総農地1万ha) が登場しているが, ここにも今日の DDR 農業における集積・専門化の驚異的な進展ぶりをみることができる。

以上, 経営間協業発展の今日的到達水準を確認してきた。かかる協業諸関係の発展にとって国定生産者価格とは別に, 新しい独自の価格形態すなわち協業に参加する経営間および経営間の協業組織体と出資経営間でのみ効力をもつ〈協業価格〉の形成と適用が不可欠となった。というのは, 合併の場合と異なり, 協業の場合は経済計算制にもとづく自立した経営間の経済的契約関係 (役務の給付, 生産物の供給など) が決定的役割を演じるからである。

『農業法レキシコン』<sup>(11)</sup>によれば, 協業価格とは, 協業に参加するLPG, GPG, VEG およびそれらの協業組織体間の経営間諸関係の領域にその作用が限定さ

れたところの、社会主義農業における特殊な価格形態である。したがって、それは第三者との経済的諸関係にも、また返金額や国家財政への上納金の高さにも何ら作用しない。協業参加経営は、国定価格が設定されていないか、設定されてはいてもそれが協業パートナー（およびそれらの協業組織体）間の商品——貨幣関係の合理的形成に適しないような農産物と役務（サービス）にたいして協業価格を適用する。

協業価格の形成方法には、各協業体の具体的条件に応じて、コスト補填型と拡大再生産のための利潤部分を含めて算定される利潤保証型（利潤割増型）があり、後者には国定価格を適用する場合と協業体独自の算定の場合とがある。ふつう協業化初期の協業水準が低い場合、すなわち協業体の集積と専門化の度が低い場合、協業効果がより明確に表示でき計算・決算が単純であり適用しやすいことから、コスト補填型が適用される。なお、作成は参加経営の代表によって構成される協業評議会が担当し、LPG、GPGの組合員総会において、またVEGのディレクターによって決定され、上級機関によって認可される。

『協業』誌 1973年8月号の協業価格形成問題経験交流会<sup>(12)</sup>において、コスト補填型の経験例としてKAP「ガーデヴィツ」が、利潤保証型の例としてKAP「ツィールツォフ」が紹介されている。そこで、これによって、協業価格の実際例をみてみよう。まず、KAP「ガーデヴィツ」では、このKAPの経済学者ロルフ・ピッツィングによれば、1973年には参加LPGとVEGにたいしその総生産高の50%に達する430万マルクの飼料を売却する計画であるが、その売却は個々の飼料にたいして品質に応じて格差づけられた協業価格でおこなわれる。そのさい、粗飼料と液状飼料には独自で算定したコスト補填型協業価格が、飼料用穀物、飼料用ジャガイモ、飼料用甜菜には国定生産者価格が適用される。このKAPで低いコスト補填型協業価格を適用したのは、相対的に低い生産段階にある参加LPGとVEGにその農作と畜産の拡大再生産費用を保証するためと、計画化と計算を単純化するためであった。したがって、KAP自



ドイツ民主共和国 (DDR) における農業の高度化と農産物価格政策 (谷江)

第3表 KAP「ガーデヴィツ」におけるコスト補填型  
牧草協業価格の計算 (1973年)

費用の種類	クローバ/むらさきうまごやし/草類 ha あたりマルク
直接生産費……………①	1040
種子・種苗費	170
肥料費	280
技術的経費	510
労働支払 (労働単位×12マルク)	80
一般経費……………②	390
原価 (①+②)……………③	1430
準備金……………④	190
国庫納入金	40
飼料共同貯蔵用準備金	150
総経費 (③+④)	1620
牧草収量 (ha あたり)	420 (単位・100 kg)
牧草協業価格 (標準品質) = $\frac{\text{総経費}}{\text{収量}}$	3.85マルク/100 kg

出所: *Vereinbarungspreise zum Vorteil für alle Kooperationspartner — Antwort geben und Erfahrungen vermitteln*, “Kooperation”, 1973, Heft 8, S. 467.

第4表 KAP「ガーデヴィツ」における品質等級別  
牧草協業価格 (1973年)

品質等級	価格割増・割引率	品質等級別協業価格 (100 kg あたりマルク)
I	+10%	4.10
II	—	3.85
III	-10%	3.50
IV	-30%	2.70

出所: *Vereinbarungspreise zum Vorteil für alle Kooperationspartner...*, a. a. O., S. 367.

身は、飼料の市場生産の単純再生産費用を回収するのみで、当分の間、拡大再生産費用を自己調達しえない。この KAP における牧草の協業価格の算定は第 3 表によって示されたとおりであるが、それはさらに品質によって差別されている (第 4 表参照)。

つぎに、KAP「ツィールツォブ」における利潤保証型協業価格の例をみよう。当 KAP の指導者カール・ツァーラドニクによればつぎのとおりである。ここでも、KAP 化の初期には、コスト補填型協業価格を適用しており、利潤保証型にうつったのは、1970年からであった。利潤保証型にうつったのは、農業生産とくに畜産部門でさまざまな集約化措置の実施により集積と専門化をいちじるしく促進した (たとえば豚生産協同組合間協業組織体の設立) ことから KAP 自身が自己ファンドを装備して集約化をいっそう促進する必要が生じたためであった (73年には、この KAP の自己ファンドからの農作物生産用共同ファンドへの投資額170万マルクが見積られている)。この KAP で生産し参加 LPG に売却するすべての飼料作物 (国定生産者価格が規定されている飼料作物を含む) にたいして独自算定の利潤保証型協業価格——畜産の集積・専門化が進化した結果、特殊な飼料需要が生じ、また諸部門の収益性が異なっていることから、個々の飼料にたいして差別のある利潤追加金が規定されている——が適用されている。なお、KAP「ツィールツォブ」における利潤保証型協業価格

第 5 表 KAP 「ツィールツォブ」における飼料の  
利潤保証型協業価格 (1973年)

飼 料	コスト計算 (100kg あたりマルク)	利潤割増率 (%)	協業価格 (100kg あたりマルク)
穀 物	31.00	45	45.00
飼料用ジャガイモ	11.00	10	12.00
飼料用甜菜	8.00	25	10.00
サイロ・トウモロコシ	2.50	60	4.00
天然飼料	3.65	10	4.00

出所: *Vereinbarungspreise zum Vorteil für alle Kooperationspartner...*  
a. a. O., S. 368.

の算定は第5表のとおりである。

なお、KAP で生産される飼料の協業価格の形成と適用についての政府の指示によれば、とくに集積と専門化の進展度の相異や畜産の諸部門の経済的条件の相異を考慮して協業価格を規定しなければならないとされている。たとえば、主として家禽飼育用や豚肥育用飼料の協業価格の中には、ミルクや牛の生産のための粗飼料のそれよりも高い利潤を追加すべきであると。

政府は、1975年8月28日の「農業・食品業における社会主義的集約化促進のための経済的措置の改善についての決定」<sup>(13)</sup>の中で、注目すべき新しい協業価格形成原則をうちだした。とりわけ、飼料の協業価格の形成のさい、農作物生産経営と畜産経営間の経済的關係を新しい条件に応じて形成するため、社会的必要支出から出発しなければならないとした。そのために、KAP、農作物生産LPG・VEG およびそれらのパートナーは、運搬コスト、共同コストおよび利潤などのノルマチーフの適用のさい一定した計算方式にもとづいて形成された、しかも長期的に妥当する協業価格を適用すべきであること、同等の自然的・経済的生産条件をもつ地域ないし協業体では漸次統一的協業価格を適用すべきであることが勧告された。なお、農業化学センター (ACZ) の協業パートナーへのサービスにたいする協業価格についても、県評議会の指導にもとづいて、自然的経済的生産条件に応じて格差づけられた、統一的最大限価格が設定されなければならないとされた。もちろん、この協業価格は ACZ における拡大再生産費用やプレミア・文化・社会ファンド用の資金を取込んだものであるが、工業的な農作物生産の基地としての ACZ はそのサービス協業価格をできるだけ低くし、高い利潤を得ないようにする義務をもつからであった。<sup>(14)</sup>

KAP と参加経営間の飼料協業価格と ACZ の協業パートナーへのサービス価格の問題の他にも、縦断的生産工程において協業する諸経営 (たとえば専門的幼牝牛飼育経営→専門的若齢牝牛生産経営→ミルク生産経営) 間の中間生産物の協業価格の問題<sup>(15)</sup>などがあるが、ここでは割愛せざるをえない。

(1) 原語は Vereinbarungspreise であるので「協定価格」と訳すべきであるが、協業

諸関係にかかわって使用されることが多いことを考慮して、ここでは「協業価格」と訳した。

- (2) 青木國彦氏によれば、経営間協業についての「当初の位置付けは、主として補助的部分プロセスが対象であり、直接的農業生産自体では一部畜産等若干の分野しか対象とされなかった。しかも、補助的部分プロセスについては専門経営の創出として一般妥当的に位置付けられたが、直接的農業生産自体では中小 LPG における集約化や工業化、協同化、更には合併の準備として位置付けられる傾きがあった」(前掲、青木論文②, p.60)。
- (3) Kollektiv unter Leitung von G. Grüneberg, *Die marxistisch-leninistische Agrarpolitik von der gegenseitigen Bauernhilfe und demokratischen Bodenreform zur Ausarbeitung und Anwendung des neuen ökonomischen Systems der Planung und Leitung in der Landwirtschaft der DDR*, Berlin(o), 1965, S. 278.
- (4) Walter Ulbricht, *Zum ökonomischen System des Sozialismus in der DDR*, Band 2, Dietz Verlag, Berlin(o), 1969, S. 16/17.
- (5) 「協業組織体は独自の管理体・独自の経営計画・独自のファンドをもつ、専門化した、ますます工業的に生産する生産単位である」(「LPG・VEG・GPG ならびに食品業および商業の社会主義経営の協業組織体模範定款——1973年1月1日発効——」第1章第2節、前掲、青木論文②, p.72)。
- (6) Autorenkollektiv, *Industriemäßige Produktionsmethoden in der sozialistischen Landwirtschaft der DDR — Entwicklung der gesellschaftlichen Organisation der Produktion und der Arbeitsteilung*, Dietz Verlag, Berlin(o), 1976, S. 242.
- (7) 前掲、青木論文②, pp. 82-3, 参照。
- (8) Autorenkollektiv, *Industriemäßige Produktionsmethoden...*, a. a. O., S. 206.
- (9) *Ebenda*, S. 178.
- (10) *Ebenda*, S. 184/185.
- (11) Autorenkollektiv unter Leitung von Reiner Arlt, *Lexikon Recht der Landwirtschaft der DDR*, Staatsverlag der DDR, Berlin(o), 1975, S. 331.
- (12) Vereinbarungspreise zum Vorteil für alle Kooperationspartner — Antwort geben und Erfahrungen vermitteln, “Kooperation”, 1973, Heft 8, S. 366/369.
- (13) “Gesetzblatt der DDR”, I, Nr. 37, 1975, S. 645/652.
- (14) Autorenkollektiv unter Leitung von Reiner Arlt, *Agrarrecht für Staats- und Wirtschaftsfunktionäre — Grundriß*, Staatsverlag der DDR, Berlin(o),

1976, S. 78.

- (15) これらの問題を取り扱ったものに、少し古いですが、*Kooperation* 誌の次の諸論文がある。Werner Lehmann, *Die Errechnung der Vereinbarungspreise by vertikaler Kooperation mit mehr als zwei Stufen*, "Kooperation", 1968, Heft 1; Christa Focke, Erhart Seidel, *Zur Erarbeitung ökonomisch begründeter Verrechnungs- und Vereinbarungspreise bei der Kooperation in der Pflanzenproduktion*, "Kooperation", 1968, Heft 8; Christian Lehmann, Dirk Kinzel, *Vorschlag für Vereinbarungspreise bei der Kooperation in der Rinderhaltung*, "Kooperation", 1968, Heft 8.

## II 最近における農業高度化 の進展と農産物価格政策

最近における DDR 農業政策の重点は、ひきつづき協業路線のいっそうの展開、生産の集積と専門化の促進および農業機械化などを柱とする農業の〈工業的生産方法〉への移行である。工業的生産方法の主要な指標として通常つぎの諸指標がかかげられている。すなわち、手労働がますます機械労働、完全な機械体系によってとって代られること、大規模な専門的生産単位を形成するまでに生産の集積と専門化が促進されること、段階的(垂直的)生産が生産物と技術工程に応じておこなわれ個々の生産段階の結合が協業をとおしておこなわれること、最近の科学的成果がたえず農業生産に応用されること、特定の労働が自立した専門的生産単位によっておこなわれることなどである。

最新の DDR 農業における工業的生産の進展には、日本の零細型農業に比べまさに目をみはるものがある。農産物価格についての最近の諸措置にはいるまえに、その到達水準と国際的水準をしめす若干の指標をあげておこう。

まず農業機械化について。1960年から75年までのあいだに、農業機械保有台数はトラクターが7万566台から13万9982台に、コンバインが6409台から1万1235台(うち高性能のE512型コンバイン1万578台)、ジャガイモ・コンバイ

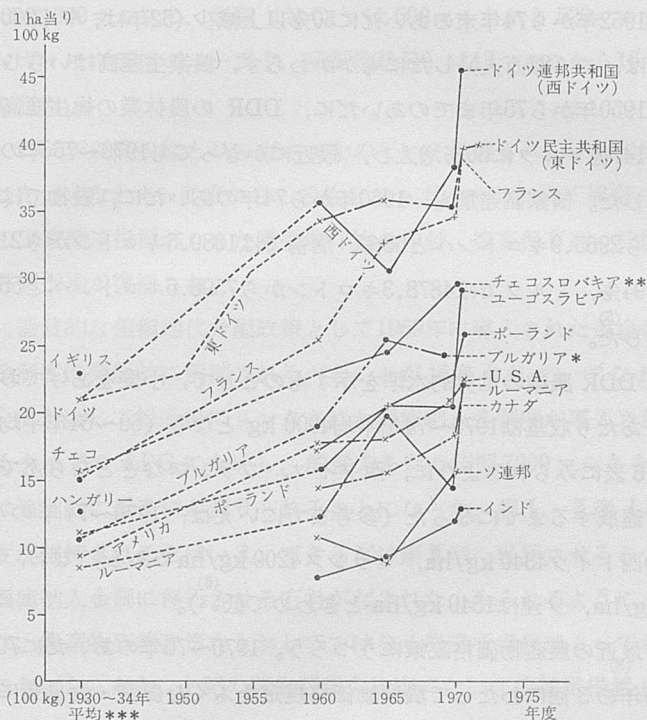
ンが6386台から9174台に、甜菜コンバインが3665台から4949台に増大した。機械保有率は、同じ期間に、農地100 haあたりトラクター馬力数は38.7馬力から128.0馬力に、トラクター1台あたり農地は84 haから42 haに、コンバイン1台あたり穀物作付け面積は340 haから218 haに、ジャガイモ・コンバイン1台あたりジャガイモ作付け面積は107 haから58 haに、甜菜コンバイン1台あたり甜菜作付け面積は66 haから54 haに、向上した。その結果、機械化度はいちじるしく高まった。すなわち、大型機械による収穫作業（面積比）は、1960年から75年までのあいだに、穀物では37.9%から100%に、ジャガイモでは24.6%から94.6%に、甜菜では46.1%から99.5%になり、これらの農作物ではほぼ完全な機械化が達成された。そのさい、農作業がますます高性能の近代的農業機械によって遂行されるようになったことが最近の特徴である。たとえば、1976年には、コンバインE512型による穀物収穫作業はついに面積比で100%<sup>(1)</sup>（69年は32.0%）に達した。

農業化学化についてみると、1974～75年の肥料使用量（1 haあたり純成分）は、窒素104.0 kg（1959～60年——38.0 kg）、磷酸71.6 kg（同——32.7 kg）、カリ113.2 kg（同——82.3 kg）、石灰199 kg（同——128.2 kg）に増大した。<sup>(2)</sup>さらに最近では、専門的に農業化学上の作業に従事する経営間協業組織体である農業化学センター（ACZ）が設立され、——1975年はじめには、216のACZと105の農業化学ブリガーズが存在——農業化学作業の効率化がいちじるしく高められた。たとえば、無機肥料1トンあたりの輸送・貯蔵・撒布コストは、LPGやVEGによると40マルクであるが、ACZに委託すると平均22マルクに50%近く減少する。<sup>(3)</sup>

かくて上記の農業機械化・化学化指標および前章で示した協業化指標に例示される農業の工業化の進展によって、労働生産性はめざましい高まりをみせた。

すなわち、1970年の工業的生産施設における生産物単位あたり支出労働時間は1960年の第Ⅲ型LPGにおけるそれよりも、穀物生産では90%、ジャガイモ

第6表 現資本主義経済圏と社会主義経済圏における  
小麦1ha当り収量の変化



1950~72 “Statistical Pocket Book of the German Democratic Republic 1973”, Berlin, p.156. より作成。

\* People’s Republic of Bulgaria State Information Office with the Council of Ministers, “Statistical Pocket Book 1970”, Sofia Press.

\*\* “Czechoslovakia Statistical Abstract 1971”, Orbis Prague 1972, p.76. より作成。

\*\*\* D. Warriner, *Revolution in Eastern Europe*, p.99, 宇高基輔「東欧諸国における土地改革と農業の社会主義的改造」山田盛太郎編『変革期における地代範疇』, p.109, より作成, アメリカ, フランスについてはエー・ヴァルガ総監修, ソ連科学アカデミア世界経済世界政治研究所. 永住道雄訳『世界恐慌史』1848~1935年, 第18表, 第24表より作成。

出所：平野絢子「社会主義経済の再生産構造と農業」『三田学会雑誌』（第67巻6号, 1974年）, p.99.

生産では55%、甜菜生産では68%、ミルク生産では69%、屠豚生産では86%も減少した。<sup>(4)</sup>かかる労働生産性の向上によって、農業従事者数が農業集団化が開始された1952年から74年末のあいだに50%以上減少(52年は、やく200万人→74年末には、やく85万人)したにもかかわらず、農業生産高はいちじるしく増大した。1950年から75年までのあいだに、DDRの農林業の総生産高は89億マルクから147億マルクに65%増大し、最近にかぎっても1970~75年のあいだに12%増大した。国家調達量も、1960年から74年のあいだに、穀物では1881.8キロトンから2965.9キロトンへと58%、屠畜では1089.5キロトンから2114.5キロトンへと94%、ミルクでは4878.3キロトンから7596.6キロトンへと55%、それぞれ増大した。<sup>(5)</sup>

最後にDDR農業の世界的水準を示すものとして、小麦をあげておこう。小麦のhaあたり収量は1970~74年平均4000kgとなり(60~64年平均—3090kg)、第6表にみられるように、西ドイツ、フランスなどとならんで世界的先端水準を達成するまでになった(参考までにいえば、1970~74年の小麦収量は、平均西ドイツ4340kg/ha、フランス4200kg/haである。なお、アメリカは2110kg/ha、ソ連は1540kg/haときわめて低い)。<sup>(6)</sup>

さて、最近の農産物価格政策にうつろう。1970~76年のあいだに70年、72年および75年の3回にわたって農産物価格規定をふくむ農業・食品業にたいする〈経済的措置〉についての閣僚評議会決定が布告されているので、それらにそってのべていきたい。

### (1) 「1971~72年における農業・食品業への社会主義経済制度の いっそう十全な適用についての措置(1970年12月1日決定)」<sup>(7)</sup>

1971~72年に施行されるこの経済的措置の主な内容はずぎのとおりである。

第1に、原価ひき下げと生産の向上をめざす闘争のなかで生産者価格がはたす役割をつよめるために、71年よりかなり大幅な価格改訂がおこなわれた。すなわち、「農産物生産に必要な社会的支出を価格に十分反映させ、生産者価格



ドイツ民主共和国 (DDR) における農業の高度化と農産物価格政策 (谷江)

間の諸関係を改善するため」として、ミルク、屠畜、羊毛 (上品質の)、ジャガイモの価格が引き上げられた。100 kg あたり、若齢牝牛 (屠殺価値級 C) は 380 マルクから 390 マルクに、屠豚 (同 C<sub>2</sub>) は 500 マルクから 520 マルクに、おそまきジャガイモ (価格グループ I, 品質等級 B) は 13 マルクから 16 マルクに引き上げられた。

第 2 に、1969 年以降穀物とジャガイモをのぞいて撤廃されていた国家義務指標が復活した。すなわち、従来からの穀物とジャガイモに加えて屠畜、ミルク、卵、甜菜の国家調達指標が、また重要農作物の作付、家畜保有高、牝豚保護にたいする評価指標が復活した。

第 3 に、過渡的な差額地代分配政策として 1969 年に導入された返金額制度が国庫納入金制度に発展的に解消されるべきことが規定された。すなわち、第 III 型 LPG にたいして総所得にリンクされた国庫納入金制度が導入され、さらにあらゆるタイプの LPG にたいし、労働力あたり年間 7200 マルクをこえる所得部分は追加的に累進税が課せられることになった。第 I・II 型 LPG には返金額制度が維持されるとはいえ、できるだけ第 III 型へ移行させることによって徐々に国庫納入金制に移行させる方針がだされた。みられるように、差額地代の分配は、農産物価格政策をとおしてではなく農業所得税によっておこなわれることになった。なお、上記の閣僚評議会決定にたいする補足措置 (『DDR 法令集』第 II 部第 68 号, 1971 年) において、経営間協業を促進させるため国庫納入金・返金額についての特別規定が追加された。すなわち、1972 年より、協業組織体に参加する第 III 型 LPG は協業組織体の国庫納入金額を共同で決定する権利をあたえられた (もちろん、その最低額は厳守されなければならないとされた)。また、第 I・II 型 LPG が他の経営と協業する場合、一定の範囲内で、LPG とその成員の返金額の一部は自己投資に向けることができるとされた。

第 4 に、1969 年以降おこなわれていたノルマチーフ付加金の蓄積率へのリンクは、1972 年には適用されないことになった。しかし、ノルマチーフ付加金制度はなお維持され、1972 年には、ミルク、屠畜、種畜・役畜および工業的生産

施設（専門 LPG・VEG や ZBE・ZGE）にたいして優先的に投入されるべきであるとされた。

## (2) 『『1973～75年の社会主義農業・食品業における経済的 規定の改善』<sup>(9)</sup>』についての決定（1972年9月20日）』

この法令における主な措置は、① 経済的規定の抜本的簡素化と指導と計画化の必要経費の節約をはかる措置、② 農産物価格の部分的改訂、③ 工業的生産を促進するための措置であった。

まず①の経済的規定の簡素化と管理費節約のための措置として、市場向け生産の増大にたいするノルマチーフ付加金制、食用ジャガイモ、甜菜および穀物を半専門的に生産する LPG と VEG にたいする価格割増金制、ミルクと屠畜の季節別価格差づけ制などが廃止されることになった。それによって節約された資金は、生産者価格ひき上げや生産向上、工業的生産への刺激措置に投入されることになった。

つぎに②の農産物価格の部分的改訂であるが、その主なものとしては、食用ジャガイモ、屠牛、甜菜などにおける価格改訂があげられよう。まず食用ジャガイモは、その半専門化にたいする従来の価格割増金（4～5マルク/100kg）は価格のなかに含められた。そして、品質等級 I A の食用ジャガイモ価格だけ 1マルク/100kg ひき上げられ 24マルク/100kg になった。屠牛の場合、屠殺価値階級 B の屠牛の価格が平均 35マルク/100kg、階級 A の若齢牝牛の価格が 10マルク/100kg ひき上げられた。また肥育率（重量）の高い屠殺用若齢牝牛の価格割増金が 1頭あたり 50マルクひき上げられた。甜菜のなかでは、高い糖分含有率をもつ等級の価格が 9.50マルク/100kg にひき上げられた。全体として、ここでの価格改訂は住民の高品質農産物にたいする要求にこたえることに主眼がおかれたものであった。

最後に、③の工業的生産の促進措置であるが、その一つとして、重要な農業用生産手段（農業機械、畜産用設備および農作物保護手段）の農業むけ譲渡価

ドイツ民主共和国（DDR）における農業の高度化と農産物価格政策（谷江）

格が大幅にひき下げられた。そのうち農業機械の譲渡価格のひき下げはつぎのとおりである。

	1972年まで (1台あたりマルク)		1973年より (1台あたりマルク)
トラクター K 700/701 .....	155695	→	100000
耕耘機 B 500 .....	17850	→	12000
耕耘機 B 501 .....	23970	→	16000
コンバイン E 301 .....	47940	→	35000

また特定の工業的生産施設の生産物にたいして、作業開始後3年間にかぎり生産物結合的価格割増金が支払われることになり、これによって専門 LPG・VEG および ZBE・ZGE は工業的生産へ移行した初期において収益性を保証されることになった。かかる価格割増金額は、100 kg あたり、ミルク 8 マルク、牛 40 マルク、若齢牝牛 300 マルク（1頭あたり）、子豚 30 マルクまでであった。さらに、投資補助金は特定の選ばれた工業的生産施設にたいして集中的に投入されることになった。

(3) 「農業・食品業における社会主義的集約化促進のための  
経済的措置の改善<sup>(10)</sup>についての決定（1975年8月28日）」

この法令では、「農業・食品業における経済的措置の改善は生産の社会主義的集約化のいっそうの促進と工業的生産方法への移行に集中されなければならない」という観点から、つぎの諸措置が決定された。

まず農作物生産のいっそうの集約化のためにいくつかの措置がなされた。第1に、栄養飼料・蛋白飼料の生産にたいする物質的刺激をつよめるための措置として、1976年より、VEB（人民所有経営）穀物企業との契約にもとづいて蛋白成分に応じた、平均 3 マルク/100 kg の価格割増金が小麦と飼料用大麦に支払われること、飼料用豆類の生産者価格は 50 マルク/100 kg から 80 マルク/100 kg にひき上げられること、工場の畜産施設にたいし飼料穀物の優先的再分配がおこなわれるべきであり、そのために追加的に購入される穀物には 10 マルク/

100 kg の価格割増金が保証されること、飼料用からす麦の生産者価格は穀物価格間の諸関係を調整するため 42マルク/100 kg から 38マルク/100 kg にひき下げられることなどが、決定された。しかし、その他の農作物の価格は、集約化と集積・専門化の促進に十分適合しているとして、旧来どおりの水準にすえおかれた。

第2に、飼料協業価格の形成原則についての新しい指導要領がだされた（本稿第I章「経営間協業の発展と協業価格」を参照）。

第3に、農作物生産にたいする国庫納入金の算定制度が改革された。すなわち、前述のように1971年以降協業組織体の国庫納入金の算定は参加 LPG・VEG に委ねられていたが、社会的生産組織の発展にもなって農作物生産専門 LPG・VEG と KAP の国庫納入金の算定指標が与えられることになった。そしてかかる諸経営は、与えられた算定指標と総所得ノルマチーフにもとづいて自主的に国庫納入金額を計画し遂行しなければならないとされた。また、総所得ノルマチーフをこえる部分にたいする国庫納入金ひき下げ率は従来の50%から25%になり、さらにそれと関連して最低額はひき上げられた。このような国庫納入金制の円滑な作動のために、それまでの生産物結合的価格割増金は、主として不利な生産条件をもつ農作物生産専門 LPG・VEG と KAP に投入されることになった。

つぎに畜産の集約化を促進するための措置をみよう。一部の畜産物の生産者価格は、価格比率の長期的な固定化、個々の畜産部門間での工業的生産への異なった移行条件および最近におけるコスト発展の相異——それは、とりわけ、豚、卵、家禽の生産には過大な収益性をもたらし、他方牛生産では拡大再生産費用を自己調達できないという状況をもたらした——によって、工業的生産および集積・専門化への要求に矛盾するようになったとして、改訂されることになった。この価格改訂の最大の特徴は、工業的畜産経営と伝統的畜産経営にたいして差別的な生産者価格が適用されたことである。たとえば、生ミルクの生産者価格は、工業的施設にたいしては 9 マルク/100 kg ひき上げられ90マルク/

ドイツ民主共和国（DDR）における農業の高度化と農産物価格政策（谷江）

100 kg になったが、その他のミルク生産経営にたいしては3マルク/100 kg ひき上げられ84マルク/100 kg になった。これまで価格割増金が支払われていた乳畜施設や主にミルクを生産する半専門LPGにたいしては、84マルク/100kgの生産者価格に加えて、一時的に5マルク/100 kg までの価格割増金が支払われることになった。屠牛の平均生産者価格は、工業的生産施設からの肥育牛にたいしては80マルク/100 kg もひき上げられたが、のこりのすべての屠牛（子牛は除く）にたいしては40マルク/100 kg しかひき上げられなかった。さらに工業的幼牛飼育にたいして1頭あたり300マルクの価格割増金が支払われることになった。屠豚価格は、その過大な収益率を調整するため、すべての生産者にたいして平均30マルク/100 kg だけひき下げられた。種豚価格はあらゆる生産者にたいして1頭あたり200マルクだけ、30～40 kg の種用豚にたいしては平均50マルクだけひき下げられた。屠豚同様収益性が過大な屠殺用家禽の生産者価格も、ブロイラー0.80マルク/kg、にわとり1マルク/kg、あひる0.50マルク

第7表 工業的畜産経営にたいする国庫納入金の算定表（1976年発効）

基本ファンド収益率 (基本ファンド1000マ ルクあたりマルク)	国庫納入金 (利潤にたい する割合)	基本ファンド収益率 (基本ファンド1000マ ルクあたりマルク)	国庫納入金 (利潤にたい する割合)
40 以下	0 %	235 ~ 240	29.6%
40 ~ 45	0.5	240 ~ 245	30.5
45 ~ 50	1.0	245 ~ 250	31.4
50 ~ 55	1.5	250 ~ 255	32.3
55 ~ 60	2.0	255 ~ 260	33.2
60 ~ 65	2.5	260 ~ 265	34.1
65 ~ 70	3.0	265 ~ 270	35.0
70 ~ 75	3.5	270 ~ 275	36.0
75 ~ 80	4.0	275 ~ 280	37.0
80 ~ 85	4.5	280 ~ 285	38.0
.....	.....	285 ~ 290	39.0
230 ~ 235	28.7	290 以上	40.0

出所：“Gesetzblatt der DDR”，I, Nr. 37, 1975, S. 649.

ク/kgあまりひき下げられた。

なお、1976年より工業的畜産経営にたいして独自の国庫納入金規定が実施されることになった。この新しい国庫納入金規定は、従来の総所得に課せられたそれとは異なり、基本ファンドの収益率にリンクされ利潤に課せられるいわゆる利潤控除である。この国庫納入金の算定表は、第7表に示したとおりである。

最後になったが、この法令のまえがきで提示された重要農業用生産手段の譲渡価格についての原則も重要である。この原則というのは、農業の集約化と工業的生産方法への移行をおしすすめるために、1976年以降重要農業用生産手段を——工業経営にたいする生産者価格は現在の水準にすえおきつつ——農業経営には「国民経済的支出以下の価格」で売却するというものである。

以上が最近数年間の農産物価格上の措置である。

- (1) "Statistisches Jahrbuch der DDR 1977", S. 184/185.
- (2) *Ebenda*, S. 187.
- (3) Autorenkollektiv, *Industriemäßige Produktionsmethoden...*, a. a. O., S. 190.
- (4) *Ebenda*, S. 33.
- (5) "Statistisches Jahrbuch der DDR 1977", S. 208/210.
- (6) *Ebenda, Anhang*, S. 64/65.
- (7) "Gesetzblatt", II, Nr. 130, 1970.
- (8) *Beschluß zur Ergänzung der am 1. Dezember 1970 vom Ministerrat beschlossenen „Maßnahmen zur weiteren Anwendung des ökonomischen Systems des Sozialismus in der Landwirtschaft und in der Nahrungsgüterwirtschaft in den Jahren 1971/72“*, "Gesetzblatt der DDR", II, Nr. 68, 1971, S. 585/587.
- (9) *Beschluß über „Die weitere Gestaltung der ökonomischen Regelungen in der sozialistischen Landwirtschaft und Nahrungsgüterwirtschaft für die Jahre 1973 bis 1975“*, "Gesetzblatt", II, Nr. 55, 1972. 本法令は、*Das Recht der landwirtschaftlichen Produktionsgenossenschaften*, Staatsverlag der DDR, Berlin(o), 1974, S. 401/410, に掲載されている。
- (10) *Beschluß über die Vervollständigung der ökonomischen Maßnahmen in der Landwirtschaft und Nahrungsgüterwirtschaft zur weiteren sozialistischen*

## おわりに

以上、ドイツ民主共和国 (DDR) における最近数年間の農産物価格政策を農業政策上の課題、とりわけ経営間協業を中心とした農業高度化政策とかかわらせて紹介してきた。その中に看取される特徴を要約するとつぎのとおりである。

その第1は、機械化・協業化・専門化をもって集約化をはかり、「発達した社会主義」建設期にふさわしい農業生産力の高度化を達成するという基本路線が貫徹されていることである。そのことは、とりわけ、工業的生産施設の生産物の価格を他の「伝統的」経営のそれより高く設定するという新たな二重価格政策をはじめとする工業的生産促進のためのさまざまな価格上の措置、生産コストを下回る価格での農業用生産手段の売り渡し、国定価格とは別に経営間協業諸関係において設定される協業価格制の導入と発展、にみられる。

第2は、差額地代分配政策の発展である。すなわち、農産物の統一価格制の全面的実施 (1969年) のさい一時的、過渡の方策として導入された返金額制による差額地代分配政策にかわって、国庫納入金制による差額地代分配政策が導入された。これによって、差額地代の分配は、直接的農産物価格政策によってでなく、主として所得政策によっておこなわれることになった。

第3は、農産物価格の一般的水準の安定化傾向によって食糧品の国家小売価格水準との良好な関係がうちたてられたことである。第8表は、1970年=100とする農産物の平均実現価格指数を表わしたものであるが、1971年以降農産物全体の価格水準が安定しているだけでなく、個々の主要農産物の価格水準も安定している。その結果、第9表にみられるように、1960年以降一貫して安定化傾向を示している小売価格とともに、71年以降農産物価格も安定するにいたったことは、国民経済的観点からみてきわめて大きな意義をもっている。

第8表 生産物単位あたり平均実現価格の指数

(1970年=100)

	1970	1971	1972	1973	1974	1975
全農産物	100.0	106.1	105.5	106.3	106.8	106.7
農作物	100.0	106.4	102.8	103.2	104.6	105.3
穀物	100.0	102.4	101.9	96.7	97.6	97.0
小麦	100.0	105.6	104.9	95.3	96.3	95.5
ライ麦	100.0	103.1	101.9	97.3	98.5	98.0
醸造用大麦	100.0	98.7	99.9	96.3	97.1	97.0
その他の大麦	100.0	102.1	101.1	102.0	100.6	99.0
からす麦	100.0	99.8	99.3	97.4	98.2	96.6
油性植物	100.0	100.0	98.3	99.8	99.8	99.3
ジャガイモ	100.0	124.9	127.7	127.6	130.0	129.6
甜菜	100.0	97.4	73.0	88.3	94.7	96.1
畜産物	100.0	105.2	105.6	106.5	106.8	166.4
屠豚	100.0	105.6	105.7	106.4	106.9	106.8
屠牛	100.0	102.6	103.9	108.3	108.2	108.6
屠殺用家禽	100.0	99.9	101.3	105.4	105.6	104.5
ミルク	100.0	107.2	107.2	106.8	106.8	106.8
卵	100.0	101.3	101.4	102.7	102.7	100.0
羊毛	100.0	112.1	111.3	114.9	115.9	117.0

出所：“Statistisches Jahrbuch der DDR 1976”，S.302.

第9表 1960～74年における農産物生産者価格と食糧品小売価格の推移

(1960年=100)

	1960	63	65	67	68	69	70	71	72	73	74
生産物単位あたり農産物平均実現価格	100.0	108.9	117.6	122.9	125.4	134.9	134.0	144.0	143.1	144.2	144.8
食糧品国家小売価格	100.0	101.5	100.0	100.7	101.4	101.5	101.5	102.0	101.2	100.5	100.5

出所：“Statistisches Jahrbuch der DDR 1975”，S.300/304.



本稿は、他の社会主義諸国や資本主義諸国の農産物価格政策と比較しないで、もっぱら、DDR のそれに限定して、しかも最近数年間に限ってのべたものである。また、DDR 農産物価格政策をめぐる理論的諸問題については十分な検討をおこなわないで、実態の紹介だけにとどまっている。しかし、これらの簡単なスケッチをつうじて、DDR にかぎって言えば、農業部門が社会主義経済の「アキレス腱」では決してなく、逆に、西ヨーロッパ諸国などと比べ不利な歴史的・自然的な制約条件の下にありながら今日西ヨーロッパ諸国と肩を並べるほどの農業の高度化を達成していること、そして農産物価格政策の面でも成功をおさめていることの一端が明らかになったものと思われる。

すでにすばらしい進展をみせている DDR 農業の高度化が今後どのように進展するか、そのもとでどのような農産物価格政策がうちだされていくか、大きな期待をもって注目したい。